

これからの地方自治を創る実務情報誌

月刊

# ガバナンス

1999年6月16日第3種郵便物認可  
2016年10月1日発行（毎月1回1日発行）通巻210号

2016

# 10

No.186 October

坂本憲男

平成にっぽんの首長

福井県坂井市長

スキルアップ特集

市民が元気になる  
運動のススメ

自治・地域再興

## 湯崎英彦

広島県知事

きょうせい

特集

# ダイバーシティ社会へ

—多様性を認め合い、  
支え合う地域からの視点



Governance

特集

# ダイバーシティ社会へ

—多様性を認め合い、支え合う地域からの視点

- 自治体におけるダイバーシティ推進への視座／鈴木秀洋  
障害者差別解消法の意義と自治体の役割／小澤温  
相模原事件から考える「多様性と社会」／野澤和弘  
多文化共生社会の形成とダイバーシティ社会への期待／田村太郎  
性的マイノリティがいきいきと暮らせる地域社会を／村木真紀  
ダイバーシティが人・組織を育てる／前川孝雄

〈取材リポート〉

- ヘイトスピーチへの対処に関する条例を  
全国で初めて制定／大阪市  
パートナーシップ証明の発行を掲げた条例を制定し、  
ダイバーシティを推進／東京都渋谷区  
独自に条例を制定し、  
障がいを理由とする差別の解消を推進／千葉県浦安市

特集

## ダイバーシティ社会へ

—多様性を認め合い、支え合う地域からの視点  
鈴木秀洋 日本大学危機管理学部准教授

ダイバーシティの視点は、自治体が進めてきた福祉、子育て、教育等の領域で、これまで重要であり続けてきたものである。ダイバーシティ社会の実現に必要なものは何か。「目の前の住民から様々な要望が挙げられ、その様々な要望に対応していくこと」が、多様性を認め合うダイバーシティ社会を着実に推進していく。



- 55 続・アサノ・ネクスト<sup>(73)</sup> 浅野史郎 障害者殺傷事件と施設のあり方  
56 「後藤式」知域に飛び出す公務員ライフ<sup>(19)</sup> 後藤好邦  
「はながさ☆ぐらんぶり」で学んだモチベーションアップ最良の方法  
86 童門冬一の日本列島・諸国賢人列伝<sup>(85)</sup> 細井平洲(十二) 赤穂の塩生産は企業秘密

# ダイバーシティ社会へ

—多様性を認め合い、支え合う地域からの視点

近年、女性の社会進出や働き方の改革の文脈の中で使われる「ダイバーシティ」。本来の意味は「多様性」であり、性別や国籍、人種、宗教、年齢、障害の有無、性的志向などにかかわりなく、その多様性を認め合い、包摂する社会をめざす概念だ。社会に大きな衝撃を与えた相模原市の障害者施設殺傷事件だけでなく、4月に施行された障害者差別解消法の実践、ヘイトスピーチへの対応や多文化共生、LGBT(\*)にかかる差別の解消など、今こそ地域には幅広い「ダイバーシティ」の視点が求められるのではないか。今月の特集ではそのあり方を考えてみたい。

\*レズビアン・ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略文字をとつたもの。

# 自治体における ダイバーシティ推進への視座

ダイバーシティの視点は、自治体が進めてきた福祉、子育て、教育等の領域で、これまでずっと重要な視点であり続けてきたものである。では、ダイバーシティ社会の実現に必要なものは何か。シンプルに考えるべきであろう。「目の前の住民から様々な要望が挙げられ、その様々な要望に対応していくこと」が、多様性を認め合うダイバーシティ社会を着実に推進していくのである。

## はじめに

今自治体にはダイバーシティ（本稿ではインクルージョン概念も含めて使用する）の視点が求められている。来る東京オリンピックに備えて、多様な人種・宗教等への理解、観光立国・世界都市をアピールするために必要であるとの観点からの賛成論がある。また、多様な背景をもつ職員を受け入れ、かつ、多様な働き方を推進することで業績が向上するとの観点からの賛成論がある。いずれも、首肯すべき理由といえる。

しかし、ダイバーシティの視点は、殊更今新しい理由を見つけ出さずとも、自治体が進めてきた福祉、子育て、教育等の領域で、これまでづつ

と重要な視点であり続けてきたものである。この視点なしで推進できる自治体施策は一つもないという方が正確な捉え方である。

本稿では今一度根源的にダイバーシティの理論的根拠に遡ることとともに、ダイバーシティの視点をもつて地域社会の課題を見つめ直してみたい。

て主張できるものか。その理論的根拠はあるのか。

そもそも、憲法の究極の価値を謳っている憲法13条前段は個人の尊厳・人権尊重を定め、その後段で個々人の幸福追求権（「幸福追求に対する国民の権利」）を明文で保障している。この幸福追求権は、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体と解される（人格的自律権）。そして、人格的生存に不可欠な重要な私的事柄について、公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利、すなわち、自己決定権（人格的自律権）は、同条を根拠に認められる。

それゆえ、この規定は、単なるスローガンではない。個々人の多様性を尊重するということを、権利にまで高めた規定が憲法13条である。

したがって幸福追求権は、ダイバーシティを個人の「権利」の側面から再構成した場合に、「権利」とし

## ダイバーシティ推進の 理論的根拠

### (1) 憲法13条

まず、ダイバーシティ社会とは、住民の多様性が尊重され、個々人が地域社会の中で包摂され生きていくことができる社会であると考える。

果たしてそれは、国民・住民側から再構成した場合に、「権利」と想

日本大学危機管理学部  
准教授

鈴木 秀洋



すずき・ひでひろ  
日大危機管理学部准教授（行政法・地方自治法）。前文京区男女協働・子ども家庭支援センター課長、危機管理課長等（全国初の妊娠婦・乳児専用救護所設置、性的指向・性自認起因の差別禁止規定含む男女平等条例等要配慮施策推進）。法務博士（専門職）&保育士（神奈川県）。ストーカー被害者支援マニュアル検討会委員（内閣府）、市区町村の支援業務のあり方に關する検討WG委員（厚労省）なども務める。著書（共著）に『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』、『自治体法務改革の理論』など。



(確認)しているだろうか。

・職場の部下が、事実婚である場合や同性パートナー関係にある場合に、「善良な風俗を害する」と批判する者や「一人親の子どもはかわいそう」「女性は早く結婚すべき」「子どもができて一人前」等の発言をする者に対し、指導・教育をするとともに、職場全体で話し合う機会を設定し、更に、職員全体の研修や場合によっては服務・福利厚生制度変更の提言・働きかけを行っているだろうか。

・地域の町会長や一部の声の大きい議員の「規範」や「価値観」が地域を支配していることで、地域に居場所がない人たちに対し、安全で安心な居場所づくり等の環境整備ができるだろうか。

いずれも、筆者が現実に見聞し、経験した事例である。

## 自治体職員として

### (1) 研修のその先へ

自治体職員は、新任研修で、「人権問題を考える（様々な人権）」などの講義を受講するのが通常である。例えば、東京23区特別区の新任研修のテキストであれば、①女性（雇用問題、セクシャルハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー）、

②横串の重要性

（Aさんは、高齢者であり、障害者障害者、⑤同和問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧H.I.V感染者、ハンセン病患者等、⑨犯罪被害者やその家族、⑩その他の人権問題（刑を終えて出所した人、性同一性障害、性的指向、路上生活者（ホームレス）、インターネット等を使った人権侵害、親子関係・国籍、拉致問題、東日本大震災に伴う人権問題）、以上のような項目を挙げたテキストで研修を行っている。

また、職位が上がるごとに人権（差別）に係る研修の機会が設けられている（ちなみに、筆者自身は上記項目立てが十分だとは考えていないし、この研修にかける時間も十分でないと考えているが本稿では指摘にとどめる）。

しかし、どんなに研修を重ねたとしても、受講した職員が自分事として血肉化しないと研修も他人事で終わってしまう。アンテナを立て続けは單なる景色になってしまふ。

行政の立ち位置からしか物事を見ないと、困っている人の訴えを「モンスター」や不当要求であるとキャッチし、ラベリングし、対峙してしまおそれがある。

## おわりに

### おわりに

もう一度、上記の視点から周囲を見回してみよう。残念なことに、私たちの社会（自分に置き換える）は、まだまだ「部分の判断基準」は、「標準」といった規範（幻想）に支配され、未だ、自分と違う他人や標準から外れた他人に対する配慮が十分な社会である。

相模原事件における障害者不要論は私達に衝撃を与えたが、決して特異な人物の特異な事例として片付けではならない。私達がどのような社会を創っていくのかについて明確なメッセージを発する「好機」である。東日本大震災、熊本地震を経験し、このような事例を特殊・例外と考えうか。決して稀有な事例ではない。

こうした事例を特殊・例外と考えるか通常のことと考え方られるかで、当該自治体職員のダイバーシティ理解度（アンテナの高低）を測ることができる。

こうした事例に横串を通して連携して支援することができるのが自治体の強みである。関係セクションが情報を持ち寄って積極的に繋がっていくことで、当該住民に包括的な支援ができる。住民の多様な生き方を尊重する上で不可欠な横串である。

自治体行政（職員）の果たすべき役割、そして果たせるることは多い。

Aさんは、高齢者であり、障害者障害者、⑤同和問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧H.I.V感染者、ハンセン病患者等、⑨犯罪被害者やその家族、⑩その他の人権問題（刑を終えて出所した人、性同一性障害、性的指向、路上生活者（ホームレス）、インターネット等を使った人権侵害、親子関係・国籍、拉致問題、東日本大震災に伴う人権問題）、以上のような項目を挙げたテキストで研修を行っている。

また、職位が上がるごとに人権（差別）に係る研修の機会が設けられている（ちなみに、筆者自身は上記項目立てが十分だとは考えていないし、この研修にかける時間も十分でないと考えているが本稿では指摘にとどめる）。

しかし、どんなに研修を重ねたとしても、受講した職員が自分事として血肉化しないと研修も他人事で終わってしまう。アンテナを立て続けは單なる景色になってしまふ。

行政の立ち位置からしか物事を見ないと、困っている人の訴えを「モンスター」や不当要求であるとキャッチし、ラベリングし、対峙してしまおそれがある。

もう一度、上記の視点から周囲を見回してみよう。残念なことに、私たちの社会（自分に置き換える）は、まだまだ「部分の判断基準」は、「標準」といった規範（幻想）に支配され、未だ、自分と違う他人や標準から外れた他人に対する配慮が十分な社会である。

相模原事件における障害者不要論は私達に衝撃を与えたが、決して特異な人物の特異な事例として片付けではならない。私達がどのような社会を創っていくのかについて明確なメッセージを発する「好機」である。東日本大震災、熊本地震を経験し、このような事例を特殊・例外と考えうか。決して稀有な事例ではない。

こうした事例を特殊・例外と考えるか通常のことと考え方されるかで、当該自治体職員のダイバーシティ理解度（アンテナの高低）を測ることができる。

こうした事例に横串を通して連携して支援することができるのが自治体の強みである。関係セクションが情報を持ち寄って積極的に繋がっていくことで、当該住民に包括的な支援ができる。住民の多様な生き方を尊重する上で不可欠な横串である。

自治体行政（職員）の果たすべき役割、そして果たせるることは多い。

私たち一人一人は、一つの立場の多様性配慮の点検が必要である。私たち一人一人は、一つの立場のみの属性でなく、例えば、親・子ども・学生・女性・会社員・町会員・P.T.Aなど様々な地域における顔を持つている場合があろう。ある時は支援者で、あるときは受援者である。自助・共助・公助それぞれの立場に自分をおいてみる。そして、いろいろと視点を変えてみて、私たち自身が地域でなせることも、まだあると発見することができ

る。

自らの幸福追求権を行使するとともに、自分事として他人の幸福追求権を大切にする。自分と違う「他者を認める」ことが、ダイバーシティ社会を一歩ずつ進める。

私もダイバーシティ社会創造の当事者構成員であり続けるつもりである。